

## 奈良県告示第二百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八條第四項の規定により指定した奈良県収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消した。

なお、昭和四十八年七月奈良県告示第六十三号（奈良県収納代理金融機関の指定）は、令和二年九月三十日限り廃止した。

令和二年十月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納代理金融機関の名称

株式会社商工組合中央金庫

二 取扱事務

県歳入の収納

三 取消年月日

令和二年九月三十日